

国府の景観と文学における表現

金 田 章 裕

1 はじめに

国府の研究は、長い間、都域のミニチュア型とでも表現すべき方形方格の形態の国府域を、どこに、どのような規模で推定するか、という形で推移してきた。^①

ところが研究の進展と共に、この想定には批判的見解が強くなり、今や新たな国府像が構築されつつある。

本稿では、国府の形態と構造についての新たな見解を紹介した上で、いくつかの国府の景観を、文学における表現例を軸に眺めてみたい。とりあげるのは、越中・出雲・讃岐の各国府と、旧来の国府像のモデルの一つであった大宰府である。

2 国府の形態と構造

国府には、多くの施設が存在した。

天長一〇年（八三三）に完成した養老令の官撰注釈書である『令義解』には、「庁・庫・館舎・国庁・倉・蔵・官倉・倉蔵・藏廩」といった施設の表現がみられ、その後編纂された『令集解』にも「国府・倉・官倉・公廩院宇・倉廩・国庁・倉庫院・厨院・官舎・倉院・庁・国庁院・倉庫・国厨院・国庁院門・国庁門・館・館舎・邸舎・国司館舎・庁座・府内」といった国府関係の施設・機能の名称が記されている。

一〇世紀に入ると延長五年（九二七）に完成した『延喜式』には、大宰府関係を除いても、「官舎・旧府（神社）・兵庫・国庁・府庫・国府・国衙・検調物所」といった名称

が散見する。

つまり国府はこのような施設・組織によって構成されていた訳であり、国府域には、国庁、各種の倉庫、各種の館、各種の公廩、官舎が存在していたことになる。しかも、『令義解』にはみられないにもかかわらず、九世紀後半に成立した『令集解』の方には、多くの「一院」という表現があることに注目したい。徭丁の給食を定めた弘仁一三年（八三二）の太政官符に、「取・納穀類一正倉官舎院守院別十二人⁽²⁾」とあるように、当時から「一院」は存在したことは間違いない。しかし、九世紀の後半には、それが一般化した実態が背景となったものである可能性があろう。

現在までの各種の研究成果を総括すると、次のような推定を導くことができる。つまり、国府は、本来方形とか、一まとまりの連続した空間であるとは限らず、国庁と道路を核ないし軸として官衙群が配置された機能的な構造を基本とした機構であった。各種官衙群をすべて方形方格の国府域の中に計画的に配置をする必要性ないし必然性もまた存在せず、時にはかなり離れて立地する施設群をも含む範囲が国府域と認識される場合があつても不思議ではないことになろう。この推定は、各種官衙群が集中し、築地や溝・柵等で画されたそれぞれがほぼ方形の「郭・院」に相当する施設が集中する、国府域の中心部分では全く問題は

ない。縁辺では極端な場合、国府域が一本の道路として延びていき、その先に位置する官衙にまで達することも、当時の人々の認識の上ではあり得たことになろう。前述のような各種の国府の構造と国府域のパターンを图示してみると、次頁図1のようになろう。少なくとも、南北中軸型、東西中軸型、外郭官衙型とでも名付け得るパターンが存在したと考えられる³。

このような国府は、国庁・各種官衙・館などが機能的に結合した構造を有しているものの、平城京・平安京といった都城や、近世城下町あるいは中世ヨーロッパの囲郭都市といった連続的な都市空間に比べれば、はるかに分散的であるといわねばならない。

ところが国府には、数人〜十数人の国司をはじめ、多数の官人と国内から徴発されて配当されたさらに多数の徭丁が居住・滞在し、各種工房が配置され、市もまた機能的に結合して存在していたことからすれば、国府は都市の分類に含められる。むしろ、都城や近世城下町あるいは東西世界の囲郭都市によって形成された都市概念を時間的・空間的に別次元に移して適用すること自体を再検討する必要がある。日本古代・中世の都市は必ずしも、連続した市街を基本的な構成要素とはしていなかったと考えるべきである。一般的都市概念が市街連続型の都市に由来しているとすれ

ば、国府は市街不連続・機能結節型とでも表現し得る都市形態である⁽⁴⁾。

発掘調査が進展した近江国府の場合、国府域の構造が比較的明確になりつつある。

近江国府中心部には、政庁のみならず、その東側にも、やや小規模とはいえ築地をめぐらした瓦葺きの施設が並ん

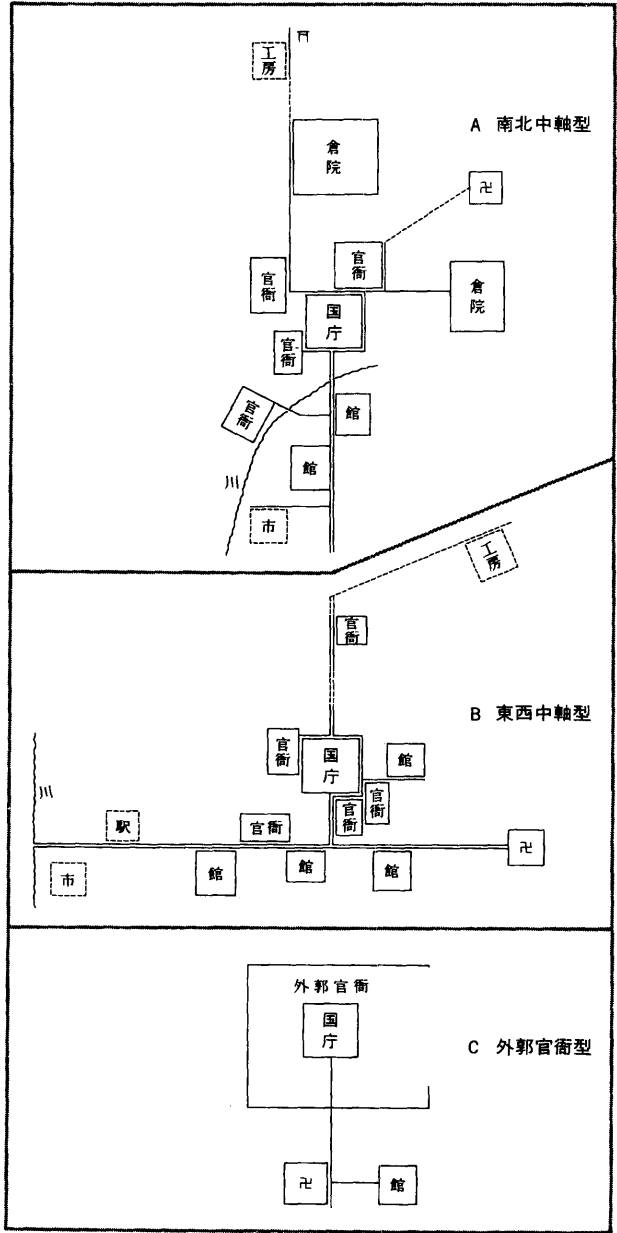


図1 国府域の類型 (金田, 1995年, (注3))

でいた。勢田橋から谷底を東へと真っすぐに進んできた東山道からは、北側の丘の上にこれらの偉容を望むことができた筈である。

政庁の西方にある堂ノ上遺跡もやはり丘上の瓦葺建物であった。政庁の反対側つまり南側の丘上に検出された青江遺跡の官舎群もまた瓦葺であった。政庁南の崖下を東西走

する東山道の東方正面の丘上にも惣山遺跡があり、一二棟もの瓦葺きの建物が建設されていた。さらに、まだ極く一部しか調査が行われていないが堂ノ上遺跡・青江遺跡間の中路遺跡からも瓦が出土している。中路遺跡南方の瀬田廃寺もむろん瓦葺であり、塔もあつた。

これらの瓦葺建物群がすべて台地上に立地していたことが大きな特徴である。近江国府は「東西中軸型」の「市街不連続・機能結節型」とでも表現し得る都市プランを有していたことになる。このような平面プラン自体は、発掘調査が進んだ現時点においても再確認が可能な実態である。ところが、単に平面上のこのような配置原理のみならず、丘上に瓦葺の施設群を配し、谷底に道路を、可能な限り直線で通すという、立体的ないしは地形利用上の原理の存在をも確認してよいであろう。丘上に甍群を配置するという景観上の特徴は、とりわけ視覚的には、強烈な偉容として見上げる人々を圧倒するものであつたと思われる。

3 『万葉集』と越中国府

『万葉集』の編者とも目される大伴家持が守に任じられた越中国府については、『万葉集』にいくつもの関連の記述がある。

i 天平十八年（七四六）

八月七日夜、集ニ于守大伴

ii 天平十八年

宿祢家持館_一宴歌_{（393）}

大目秦忌寸八千嶋之館_一宴歌

一首

右、館之客屋、居望_二蒼海_一。

（395）

iii 天平十九年

四月廿六日、掾大伴宿祢池

主之館、餞_二税帳使守大伴

宿祢家持_一宴歌。_{（395）}_{（398）}

射水郡之駅館_{（405）}

iv 天平二〇年

國掾久米朝臣廣繩、以_二天

平廿年、附_二朝集使_一入_レ京、

其事畢而、天平感寶元年閏

五月廿七日還_二到本任_一。仍

長官之館設_二詩酒宴_一樂飲。

（416）_{（418）}

v 天平勝宝元年（七四九）

右一首、少日秦伊美吉石竹

館宴、守大伴宿祢家持作。

（435）

vi 天平勝宝二年

勝寶二年正月二日 於_二國

廳_一給_二饗諸郡司等_一宴歌一

首_{（436）}

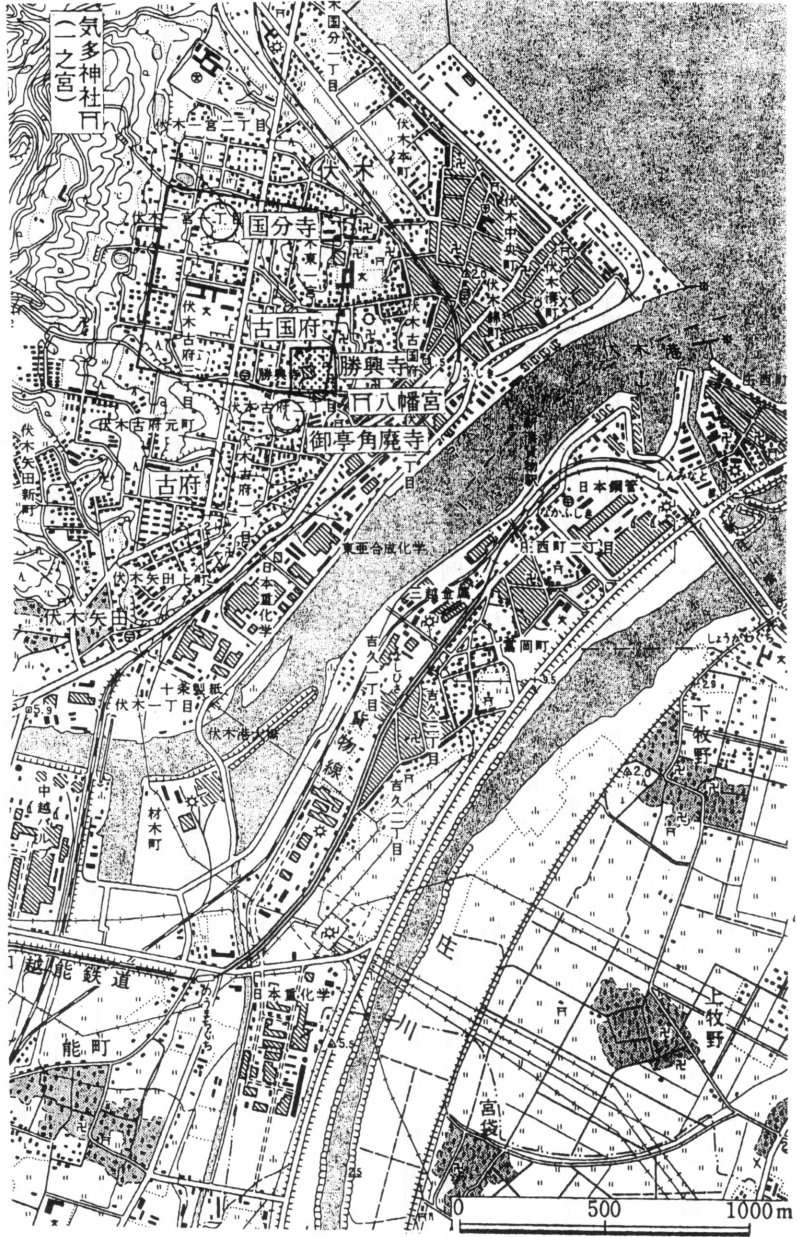


図2 藤岡謙二郎による越中国府推定地（注1による）

viii 天平勝宝二年・正・五 判官久米朝臣廣繩之館宴歌
一首 (437)

つまり、国庁、長官之館（守館）、判官館（掾館）、大目館、館の客屋、少目館があり、水辺に駅館があったことも知られる。越中国は上国であるが、家持の赴任の折には能登国を編入した状況であり、大・小の目が設置されていたものと思われる。

従来の越中国府の推定地は、図2のような伏木港西岸の台地上である。現在の庄川は、伏木港となつている小矢部川河口と分離しているが、八世紀ごろには上流で両川が合流し、河口は現伏木港付近のみであつたと考えられる。

図示された国府域は、藤岡謙二郎によるものであるが、方形方格の国府域の想定が困難であることは他の事例と同様である。白鳳時代の御亭角廃寺、国分寺跡からそれぞれの時期の瓦が出土し、後者の瓦は、国府推定地一帯の十数カ所から出土している。明確な国府に関わる施設の遺構は確認されていないが、勝興寺周辺では八〜九世紀ごろの掘立柱建物跡が検出されている。

国府推定地一帯は洪積台地が開析谷によつて三〜四の台地面に分断された状況の地域であり、各台地面にはさらに樹抜状の小開析谷が複雑に入り込んでいる。この一帯に国府が立地した可能性は極めて高いが、各施設はこれらの段

丘面上に散在する形をとらざるを得なかつたとみられる。詳細は不明であるが、市街不連続・機能結節型の国府であつたことは間違いがなく、『万葉集』に記された家持らの饗宴は、点在する国庁、館のあちこちで催されたことになろう。

4 『風土記』と出雲国府

出雲国府は、『出雲国風土記』に記されていることでもりわけ著名である。

主要な記述を列挙すると次のようになる。

i (意字郡)

黒田驛 郡家同處 郡家西北二里 有黒田村 土體色黒 故云黒田 舊此處有是驛 即號曰黒田驛

今郡家屬東 今猶 追 舊黒田號耳

ii (卷末記)

自國東堺 去西廿里一百八十步 至野城橋 長卅丈七尺 廣二丈六尺飯梨 又 西廿一里 至國廳意字郡家北十字街 即分爲二道正西道 扨北道

扨北道 去北四里二百六十步 至郡北堺朝酌渡渡八十歩 又北一十里一百卅歩 至嶋根渡八十歩

iii (卷末記)

意字軍團 即屬郡家

この記述からすれば、国庁、意宇郡家、意宇軍団、黒田駅が同処ないし極めて近接した場所
 にあり、その北に「十字街」があつて、そこから四方に道がのびていたことが記されている。
 出雲国府の場合、意宇川北岸にさまざまな国府関連遺構が検出されている。⁽⁹⁾六所神社東側・北側における一九六八年〜七〇年の発掘調査によつて、六所脇地区で政庁後殿と推定される掘立柱建物跡、宮ノ後地区で計画的配置の掘立柱建物群などが検出されたのを始め、その北側の一貫尻・大舎原地区では国司館と推定される建物群、日岸田地区では工房の可能性のある掘立柱建物群が検出されている。国司館と推定されている施設群の東側には南北道が存在した可能性も推定が可能であり、全体的



図3 出雲国府関連遺跡発掘調査地点（島根県調査委員会，2006年，による）

に高密度の遺構分布は、『風土記』の記述とも矛盾しない。ただし現在のところ、意宇郡家、黒田駅に特定できる遺構を確認できていない。

先に掲げた『風土記』の記述では、黒田駅を、「今郡家属_レ東」とし、意宇軍団を「即属_二郡家_一」としている。これに従えば、郡家に宇意軍団が併置され、その東に黒田駅があつたこととなる。ただし、万葉緯本を底本とした上掲の記述とは異なり、日御碕本と細川家本では、「今東属_レ郡」と、意宇郡家と黒田駅が同処との記述となつている。

国府所在郡の郡家のあり方は不明の点が多いが、出雲国意宇郡家の場合、黒田駅・宇意軍団の機能も並置されていた可能性があり、しかも国庁ときわめて近接していたとみられる。これらの施設が集中していたのが出雲国府であつたことになる。先の類型では南北中軸型のパターンの一つとなろう。

5 『菅家文章』と讃岐国府

菅原道真の『菅家文章』には、仁和二年（八八六）から寛平二年（八九〇）に彼が守として在任した讃岐国府にかかわる詩数編を載録している。その中に次のような表現がみられる。

i 客舎冬夜

客舎秋徂到此冬

空床夜々損顔容

押衙門下寒吹角

開法寺中曉驚鐘

開法寺在_二府衙之西_一。

ii 行春詞

驛亭樓上三通鼓

公館窓中一點燈

iii 晚春遊_二松山館_一。

官舎交齋枕海膏

（中略）

客館何因種小松

予近曾津頭客館、移_二種小松_一、以備_二遊覽_一。故云。

讃岐国府の政庁ないしその一帯を「府衙」と表現し、押衙門という門、公館、客舎の存在が知られる。驛亭がほど近くにあり、津のほとりにある松山館に官舎、客舎があつたことも知られる。

さて、讃岐国府域の推定では、従来、木下良による推定が有力なものであつた。¹⁰⁾ 図4右上に示したように、綾川の屈曲部左岸にやや傾いた方形方格の国府域を想定するものである。方形方格の東西方向の軸は、綾川対岸の綾坂から鼓岡社の位置する孤立丘の北側へと向かう東北東—西南西

の道と想定されている。国庁想定地では、必ずしも明瞭な遺構が検出されてはいないものの、八世紀後半以来の出土遺物や九世紀後半～一〇世紀前半を中心とする時期の築地基礎状遺構などが確認されている。

木下の想定ではこの東西道が南海道となるが、この想定では二つの大きな矛盾が生じる。第一は、南海道の位置である。讃岐国では、綾郡以外の十郡のすべてが南海道を条里プランの里の界線としており、綾郡も同様であった可能性が高く、そうであるとすれば、その位置は、図4に推定南海道とした位置であり、二〇〇メートル弱南側である。この位置は綾坂を下りて、突出した山の北側で綾川を渡河することになり、現在はその攻撃斜面に相当するが、綾川左岸に見られる旧河道が綾川の河道であった時期を想定すれば、むしろ最も条件のよい渡河地点である。

第二点は、道真の「客舎冬夜」に記された「開法寺在三府衙之西」という記述との整合性である。政庁の位置が必ずしも確定していないが、現在の推定位置からすれば礎石の残



図4 讃岐国府と南海道（金田，1995年，（注3））

る開法寺跡は、その南南西にあたり、府衙の西とはなり得ない。ところが、図4の推定南海道の位置を基準とすれば、南面する府衙の門を出て西へ向かい、開法寺の北側へ達することが可能となる。推定地が多少移動した場合を仮定しても、この条件は変らない。

つまり、讃岐国府は、この位置の南海道を軸として各種施設が展開した、前掲の東西中軸型の国府であったと考えられることになる。

なお、松原客館は瀬戸内海沿岸の山麓部である坂出市高屋町付近に推定されており、特に矛盾はない。

6 『万葉集』、『菅家後集』と大宰府

大伴家持は後に大宰府少弐に任じられたが、その父大伴旅人は大宰帥として大宰府に在職していた。菅原道真が右大臣から大宰権帥として大宰府に左遷されたこともまた周知のところである。『万葉集』と『菅家後集』には、やはり大宰府にかかわる記載・詩文がある。

(1) 『万葉集』

i 神龜五年(七二八)

右、神龜五年戊辰、大宰帥
大伴卿之妻大伴郎女遇_レ病
長逝焉。(中略) 驛使及府
諸卿大夫等共登_二記夷城_一而

ii 天平二年(七三〇)

望遊之日、乃作_二此謠_一。(147)
天平二年正月十三日、萃_二
于帥老之宅、申_二宴會_一也。

iii 天平二年

(815~846)
右、勅使大伴道足宿称饗_二
于帥家。此日會集衆諸、相_二
誘驛使葛井連廣成、言須_レ
作_二謠詞_一。(962)

iv 天平二年

右、大宰帥大伴卿兼_二任大
納言、向_レ京上道。此日・馬
駐_二水城、顧_二望府家_一。

大伴坂上郎女思_二筑紫大城
山_一謠一首

v 天平二年

(1474)
今毛可聞 大城乃山余
灼然 四具礼乃雨者 霏勿
國 大城山者 色付余家里
謂大城山者 在筑國御笠郡
之大野山頂号曰大城者也 (2197)

至_二筑紫館_一遥望_二本郷_一、悽愴
作歌四首 (3652~3655)

(2) 『菅家後集』等

a、承和二年（八三五）二月三日太政官符¹³

「統明院一処 在大宰府南郭」

b、『三代実録』貞観一年（八六九）二月二十八日条

「博多是隣国輻輳之津、警固武衛之要、而擲与ニ鴻
臚、相去ニ二駅」

c、『菅家後集』

i 「叙意一百韻」〈延喜元年（九〇二）〉

「税_レ駕南楼下、停_レ車右郭辺」

ii 「二月十九日」〈延喜二年（九〇二）〉

「郭西路北賣人声」

iii 「官舍幽趣」

「郭中不_レ得_レ避_レ誼譚」

iv 「謫居春雪」

「盈_レ城溢_レ郭幾梅花」

d、天延三年（九七五）一月二十四日大宰府兵馬所解¹⁴

「左郭」・「右郭」

e、長徳二年（九九六）閏七月二十五日観世音寺牒案¹⁵

「件地、相_レ交寺地与_レ郭地_レ之中」

f、長暦二年（一〇三八）二月二十六日大宰府政所下文案¹⁶

「政所下 左右兩郭」

「仰_レ在地郭」

「郭宜_レ承知」

g、康平二年（一〇五九）七月二十七日大宰府政所下文案¹⁷

「政所下 左郭司」

『万葉集』には、帥老之宅、帥家、水城、府家、大城山（大城乃山）、記夷城、筑紫館などを記している。これらの中の水城については、天智天皇三年（六六四）に「於_レ筑紫、築_レ大堤_レ貯_レ水、名曰_レ水城」¹⁸、さらに翌年に「遣_レ達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国、築_レ大野及椽_レ二城」¹⁹と『日本書紀』に記されている。この頃が重要な画期であったこと、また遅くともこの時点には後の大宰府の場所に諸施設が設けられたことが知られている。大宰府は、天平二年（七四〇）から一三年にわたる藤原広嗣の乱の平定のと、同一四年（七四二）に一旦廃止されたが、同一七年には復置され、一貫して西海道の政治中心として機能し続けて平安時代末に至った。

前掲のように、道真の『菅家後集』等にも、大宰府についての数々の表現がある。大宰府の研究については、鏡山猛『大宰府都城の研究』²⁰が大きな画期をもたらした。鏡山は、大宰府政庁・観世音寺・筑前国分寺などの主要建築遺構について分析を行い、さらに大宰府の条坊を推定した。また水城・大野城・基肆城についても考察をめぐらし、いくつかの朝鮮式山城との対比も行った。同書は、大宰府に

関するいわば総合的な研究成果であった。

鏡山説の大きな特徴は、著書名にもあるように、大宰府が、七世紀中頃以来の都城であり、(2) dの史料等にも見える左郭・右郭各十二坊二十二条からなる方形方格の都市プランを有していたとするものであった。

昭和四三年から開始された発掘調査は、この鏡山説の検証作業的な意味を有しつつ進められたが、新たに幾つかの画期的な事実を確認することとなった。何よりもまず、三時期の政庁跡の存在が知られたことが大きな意義を有する。しかも、七世紀後半頃建造の第Ⅰ期、八世紀の第一四半期頃建造の第Ⅱ期、天慶四年(九四二)の藤原純友の乱における焼亡のあとの再建と考えられる第Ⅲ期と、後になるほど整然かつ完備した構造となつていくことが注目された。⁽²³⁾これ以前から竹内理三によつて、時代が下がるにつれて、史料に見える大宰府官人の数が増加していることが報告されてきたが、この両者が相互に不可分の関係にあると考えられるようになった。⁽²⁴⁾官人数のピークは十世紀後半から十一世紀中葉にあり、政庁跡をめぐる考古学的事実と同一傾向であると思なされているのである。発掘調査の進展によつてさらに、鏡山が推定したような方四町の政庁域ではなく、東西が約九〇〇メートル程であり、一部南に凸型に張り出した「政庁域」が推定されるに至つた。⁽²⁵⁾

さらにその後の研究によつて、大宰府像は大きく転換した。⁽²⁷⁾その概要は次の如くである。

最大のポイントは、十世紀中頃まで、大宰府は条坊プランを有していなかった点である。(2) bのように一定の施設群が所在する部分を郭と呼んでいたから、(2) aに記す「南郭」が政庁のはるか東南にあった可能性もある。そこでさらに、『続日本紀』天平宝字八年(七六四)七月一九日の条に「大宰博多津」とあり、『文徳天皇実録』仁寿二年(八五二)二月二日条に、承和五年(八三八)の記事として「大宰鴻臚館」と表現していることに注目したい。文言のままとすれば、博多津も鴻臚館も大宰府の一部であったことになる。大宰府が充てる仕丁の中に、客館・駅館・主船など、政庁から遠く離れていた可能性の高いものを含んでいたことも想起したい。すでに七世紀後半に建設された水城や大野城・基肆城もあった。政庁を中心とした官衙群と、その周辺やかなり離れた施設群までも含めた全体の総称として大宰府が存在していたとみるべきであろう。

数多くの発掘調査成果を含めて推定される政庁第Ⅱ期の大宰府は、図5のような状況であつたとみられる。政庁から南へのびる南北路と、政庁および南北路付近における幾つもの郭すなわち施設群という大宰府の状況が政庁Ⅱ期ごろに相当する実態であつた可能性は高いとみてよい。観世

音寺南門から南へも南北路がのびていたことも注目しておきたい。

『菅家後集』に収められている一編「叙意一百韻」(2c i)の中に「税_レ駕南楼下、停_レ車右郭辺、宛然開_ニ小閣、親者満_レ遐阡」とあるが、「南楼」と対置された「右郭」は、何かで区画された施設群と考えられる。さらに、「遐阡」すなわち「はるかに続く南北の道」とは、政庁から南へと続く中軸線上のそれである可能性が高く、例えば東西路としてこれに相当するほどの直線路が検出されていない状況とも矛盾しない。

同様に「二月十九日」(2c ii)中の一節「郭西路北賈声人声」とは、一定の施設群からなる一区画の郭の外側における情景とみられ、売人の声が聞こえるような小規模な郭の風景であるとみられる可能性が高い。「官舎幽趣」(2c iii)の一節にある「郭中不_レ得_レ避_ニ誼諱_一」は、道真の官舎のある郭内における、道真の情感と異なった騒々しさを表現したものと理解し得る。「謫居春雪」(2c iv)に詠まれた「盈_レ城溢_レ郭幾梅花」との一節には、いくつもの郭のいずれ

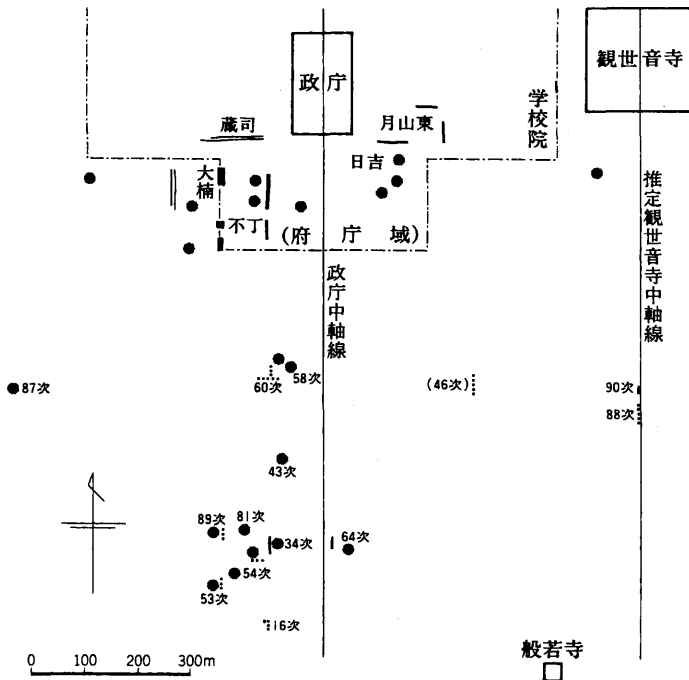


図5 政庁II期太宰府の主要地下遺構の分布（実線は政庁II期に所在した道・溝、点線は推定、黒丸は遺物・遺構検出地）（金田，1993，（注27））

もが梅花にあふれている風景こそふさわしいように思われる。

前掲(2) d-gの史料に見える郭はこれらと異なり、都市プラン上の区域(d)、それらの管理・領有にかかわる組織体(e・f・g)へと転換していたことも知られる。藤原純友の乱後に再建された第三期の大宰府は、図6のように推定される。多くの発掘調査データがこれに合致するほか、一坊のサイズも鏡山の推定のように面積一町ではなく、面積八段(二辺約一〇〇メートル)の正方形であった。

以上のように、大伴旅人が帥として存在し、菅原道真が権帥として左遷されていた大宰府は、政庁第二期の段階であった。特に『菅家後集』の理解にはかなり変る部分があるのではないであろうか。「不_レ出_レ門」の有名な対句「都府楼纒看一瓦色、観音寺只聴一鐘声」も、政庁の郭から離れた、官舎のある小さな郭からの情景として理解すべきであろう。

しかも周知のように、大宰府政庁から

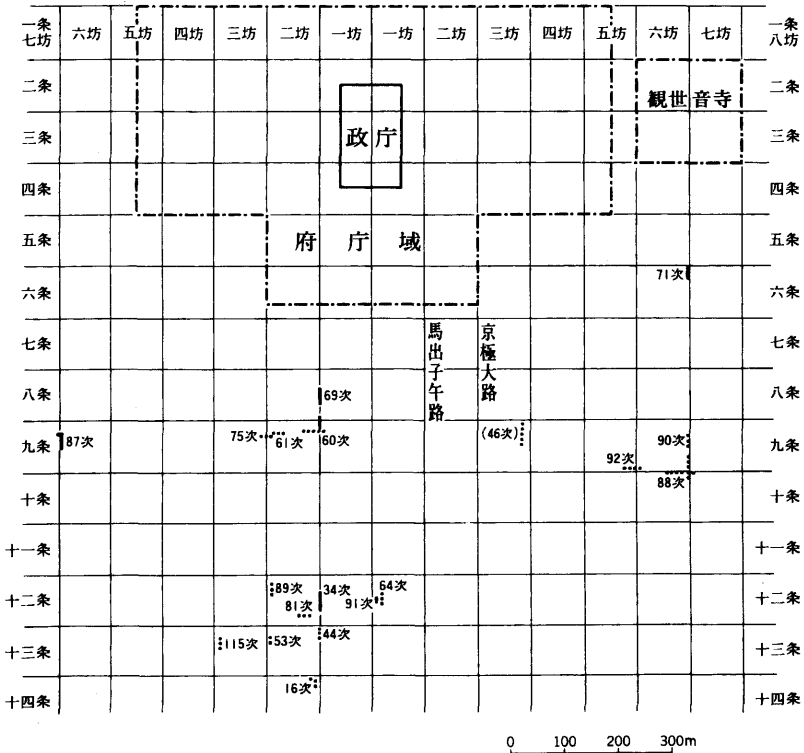


図6 政庁III期太宰府条坊プランと関連地下遺構（府庁域は石松好雄による。遺構の実線は政庁第三期に新設、点線は以前からの継続と推定される）（金田，1993，（注27））

遠くない位置に筑前国衙が所在したと考えられている。⁽²⁸⁾

『続日本紀』は、藤原広嗣の乱平定後の天平一四年(七四二)正月五日条に大宰府を一旦廃したことを記しているが、その際、「以「廃府官物」付「筑前国司」と、大宰府の官物を筑前国司が管理すべきことを指示している。天平一七年(七四五)には「大宰府が復置されたが、延暦一六年(七九七)には「廢國隸府」と、今度は筑前国を廃止して大宰府直屬としたことが知られる。⁽³⁰⁾このような大宰府と筑前国衙との関係もまた、後世のような大宰府の条坊プランの一面に「筑前国庁」が所在したと考えるよりも、当時の大宰府の施設群と同様に、「筑前国庁」のそれも大宰府政庁から余り遠くない位置に、別の「郭」的な形で存在したとみる方がはるかになじみ易いとみられる。

神龜五年(七二八)ごろから天平二年(七三〇)ごろに大宰帥すなわち大宰府の長官であった大伴旅人と、神龜三年(七二六)ごろから天平四年(七三二)前後まで筑前守すなわち筑前国府の長官であった山上憶良との交流もこの大宰府での情景の一つである。

注

(1) 国立歴史民俗博物館古代都市研究会編『国府遺跡等関係文献目録及び地図』、『国立歴史民俗博物館研究報告』

一〇、一九八六年、に既往の研究成果が網羅され、図示されている。

(2) 弘仁一三年閏二月二〇日付、『類聚三代格』巻六。

(3) 金田章裕「国府の形態と構造について」、『国立歴史民俗博物館研究報告』63、一九九五年。金田章裕「国府の形態と構造」『古代景観史の探究—宮都・国府・地割—』吉川弘文館、二〇〇二年。

(4) 金田、前掲(3)。

(5) 金田章裕「近江国府補論」、金田、前掲(3)。(二〇〇二年)所収。

(6) 藤岡謙二郎「地方都市としての国府の歴史地理学的研究」、『都市と交通路の歴史地理学的研究』大明堂、一九六〇年。

(7) 山口辰一「越中国」、日本考古学協会三重実行委員会編『国府—畿内・七道の様相—』一九九六年、所収。

(8) 秋本吉郎校注『風土記』岩波書店、一九五八年。

(9) 島根県教育委員会編『史跡出雲国府跡4』二〇〇六年。木下良「国府の『十字街』について」、『歴史地理学会研究紀要』一九、一九七七年。

(11) 片桐孝浩「讚岐国」、日本考古学協会、前掲(7)所収。

(12) 金田章裕「讚岐国における条里プランの展開」、『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三年、所収。

(13) 『類聚三代格』巻十二。

(14) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料』巻一〜巻一三 太宰府天満宮 一九六四年〜一九八六年。四卷一五

一頁、など。

- (15) 前掲(14) 四卷二五二頁。
(16) 前掲(14) 五卷一一一頁。
(17) 前掲(14) 五卷一八九頁。
(18) 八木充「筑紫太宰とその官制」九州歴史資料館編『九州歴史資料館開館十周年記念 大宰府古文化論叢』上巻 吉川弘文館 一九八三年。藤井功・亀井明德「西都大宰府」日本放送出版協会 一九七七年 二七〜二八頁。
(19) 柴原永遠男「藤原広嗣の乱の展開過程」、九州歴史資料館、前掲注(18) 所収。
(20) 『続日本紀』天平一四年正月五日条、および天平一七年六月五日条。
(21) 鏡山猛『大宰府都城の研究』風間書房 一九六八年。
(22) 田村圓澄編『古代を考える 大宰府』吉川弘文館 一九八七年 一一一頁など。
(23) 横田賢次郎「大宰府政庁の変遷について」九州歴史資料館 前掲(18) 所収。
(24) 竹内理三「大宰府政所考」『史淵』七一 一九五六年。
(25) 藤井・亀井、前掲(18)、三七〜四〇頁。
(26) 石松好雄「大宰府庁域考」九州歴史資料館編、前掲(18) 所収。また、阿部義平「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇 一九八六年、は方八町の府庁域を想定している。
(27) 金田章裕「大宰府条坊プランについて」(『人文地理』41-5、一九八五年)。
(28) 金田章裕「大宰府の形態と構造」(『近世以前の日本都市の形態・構造とその変容に関する歴史地理学的研究』文部省研究報告書(代表者 金田章裕)、一九九二年)。
(29) 金田章裕「大宰府条坊プラン」『古代日本の景観―方格プランの生態と認識―』吉川弘文館、一九九三年。
(30) 大宰府と「筑前国庁」との関係については、竹内理三の詳細な整理がある(『大宰府と大陸』福岡ユネスコ協会編『九州文化論集』 古代アジアと九州』平凡社 一九七三年)。
(30) 『続日本紀』天平一四年正月五日条、および、天平一七年六月五日条。
(30) 『類聚三代格』巻五、大同三年五月一六日太政官奏。